

議第74号

令和3年度各務原市一般会計補正予算（第10号）

令和3年度各務原市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98,473千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,169,835千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年10月27日提出

各務原市長 浅野 健 司

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
20 繰入金		7,113,023	280,973	7,393,996
	1 基金繰入金	7,113,023	280,973	7,393,996
23 市債		4,313,200	△ 182,500	4,130,700
	1 市債	4,313,200	△ 182,500	4,130,700
歳 入 合 計		55,071,362	98,473	55,169,835

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 総務費		7,728,732	△ 47,090	7,681,642
	1 総務管理費	6,596,057	△ 47,090	6,548,967
3 民生費		15,748,938	△ 24,870	15,724,068
	1 社会福祉費	5,852,400	△ 24,870	5,827,530
4 衛生費		4,552,259	309,033	4,861,292
	1 保健衛生費	1,875,081	309,033	2,184,114
7 商工費		2,142,116	△ 138,600	2,003,516
	1 商工費	2,142,116	△ 138,600	2,003,516
歳 出 合 計		55,071,362	98,473	55,169,835

第2表 債務負担行為補正 (廃止)

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後		備 考
	期 間	限度額	期 間	限度額	
産 業 文 化 セ ン タ ー 天 井 ほ か 1 改 修 事 業	令和3年度 から 令和4年度 まで	75,437	-	-	新型コロナウイルスワクチンの3回目接種の実施に伴い会場として使用され、工事中止となるため

第3表 地方債補正 (変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
福祉センター 施設整備事業	千円 15,400	普通貸借 又は 証券発行	年5.0% 以 内	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすること ができる。	千円 1,800	普通貸借 又は 証券発行	年5.0% 以 内	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすること ができる。

(廃止)

起債の 目的	補 正 前				補 正 後				備考
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	
産業文化センター 施設整備事業	千円 44,200	普通貸借 又は 証券発行	年5.0% 以 内	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすることが できる。	-	-	-	-	新型コロナ ウイルスワ クチンの3 回目接種の 実施に伴い 会場として 使用され、 工事中止と なるため
産業振興施設 整備事業	124,700		ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率	-					